

「社会医療法人小寺会 24時間ケアサポート佐伯の太陽」重要事項説明書

1. 事業の目的

24時間ケアサポート佐伯の太陽（以下「事業所」という）が行う、地域密着型サービス「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業／訪問看護連携型」は要介護状態にある高齢者に対して、その居宅での生活を可能な限り維持継続するため介護並びに看護の適切なサービスを提供することを目的とします。

2. 運営方針

事業所は要介護状態となった場合において、その利用者が尊厳を保持し可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回訪問と通報による随時訪問により、入浴・排泄・食事等の介護及び日常生活上の対応、その他利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるための介護・療養生活の支援を行うと共に、居宅生活の援助等を通じ心身機能の維持回復に努めるものとします。また、事業所は提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の評価を受け、その結果等により常にサービスの質の向上と改善を行うものとします。

3. 事業の概要

事業所名	24時間ケアサポート 佐伯の太陽
開設年月日	令和3年10月1日
所在地	大分県佐伯市駅前1丁目1番11号
電話・FAX	代表 電話：(0972) 20-3988 FAX：(0972) 22-7488
管理者	村上 かおり
事業所番号	4490500438

4. 職員の職種及び業務体制

職種	業務内容	配置数
管理者	事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。	常勤専従 1名
計画作成責任者	適切なサービスが提供されるよう介護計画の作成を行います。また、ご利用の申込みに係る調整とサービス提供の評価を行います。	常勤兼務 1名 オペレーター、訪問 介護員兼務
職種	業務内容	配置数
オペレーター	1. 利用者又はその家族等からの通報に対応します。 2. 計画作成責任者及び定期巡回サービ	常勤兼務 7名 訪問介護員兼務

	スを行う訪問介護員と密接に連携し、利用者の心身の状況等の把握に努めます。 3. 利用者又はその家族に対し、相談及び助言を行います 4. 事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整を行います。 5 訪問介護員等に対する技術的指導等のサービスの内容の確認を行います。	
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	定期的な巡回により、排泄の介護、日常生活上の世話等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	常勤兼務 非常勤専従 10名
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	利用者からの通報によりその居宅を訪問し、日常生活上の緊急時対応等、随時対応訪問介護の提供を行います。	常勤兼務 非常勤専従 10名
訪問看護サービスを行う看護師等	主治医の指示によりその居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助等、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	連携型 連携先：訪問看護ステーション佐伯の太陽

5. 営業日及び営業時間

営業日 365日（通年）
サービス提供時間 24時間

6. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書

利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（サービス提供計画書）を作成します。

- ① 作成したサービス提供計画書は利用者や家族に対し、その内容について説明し同意を得てサービスの提供を行います。
- ② 作成したサービス提供計画書は利用者に交付します。
- ③ サービス提供計画書の作成に当たっては、利用者の状態や環境、希望に応じた多様なサービスの提供に努めます。また、状況の変化や目標の変更に合わせて必要に応じ、サービス提供計画書の変更、見直しを行います。

7. 事業所が提供するサービスの内容と利用料金

(1) サービスの内容及び留意

- ① 利用者又はその家族に対する相談、助言等を行います。
- ② 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等を行います。
- ③ サービス提供計画書に基づき、排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護の提供を行います。
- ④ 主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等を行います。
- ⑤ 居宅介護支援事業者やその他の介護サービス事業者等との連携により、連絡調整を行います。
- ⑥ サービスの提供に当たり、複数の訪問介護、訪問看護職員が交代で訪問します。
- ⑦ サービスの内容により、ご自宅の水道、ガス、電気、その他消耗品を使用します。その費用につきましては無償となります。
- ⑧ ご自宅の訪問に際し、鍵の取扱いが必要となる場合があります。当事業所では原則「鍵」の預かりは行いません。

(オペレーションサービス)

あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時及び緊急の通報を利用者又はその家族から受けた時には、通報内容等を基に相談援助を行います。

(定期巡回サービス)

利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、サービス提供計画に沿って、定期的なサービスを提供します。

(随時対応サービス)

利用者に対し24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口を利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等を受け、内容に応じて相談や訪問等の対応を行います。通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。

(2) 訪問介護・看護員の禁止行為

訪問介護・看護員はサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 訪問介護員による医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり及び管理
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供（サービス提供計画外のサービス提供）
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食など
- ⑦ その他、利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 利用料金

利用者からいただく利用料金は、次のとおりです。（負担割合1割の場合）

《訪問看護サービスを利用しない場合》

区 分	要介護度	単 位	内 容
基本料金 (月額)	要介護 1	5,446 単位	訪問介護を利用して、定期巡回及び随時対応を行う場合の料金。
	要介護 2	9,720 単位	
	要介護 3	16,140 単位	
	要介護 4	20,417 単位	
	要介護 5	24,692 単位	

《訪問看護サービスを利用する場合》

訪問看護（連携事業所の看護職員）を利用して、定期巡回及び随時対応を行う場合は、上記介護度の単位に 2,961 単位を加算します。但し、准看護職員の訪問に対しては 98/100 単位となります。また、要介護 5 の場合には前記単位に 800 単位が加算されます。

《加算・減算等について》

初期加算	利用開始から 30 日間、1 日につき 30 単位を加算。
緊急時訪問看護加算	厚生労働大臣が定める医療状態にある利用者への訪問介護の提供、1 月につき 315 単位を加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 月につき 750 単位を加算。
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1 月につき 1200 単位を加算。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1 月の所定単位×245/1000
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位/月
または、〃 （Ⅱ）	200 単位/月
（その他の加算・減算等）	
通所サービス利用時の減算	一度の利用につき 111 単位を減算。
同一建物居住費の減算	1 月につき 600 単位を減算。

※ 負担割合が 2 割または 3 割の方については上記の金額の倍額の 2 倍、3 倍になります。

※ 貸与物品について

オペレーションサービスにかかる専用通信機器の貸与を行います。機器の貸与は無償ですが、通信にかかる所定の電話料は利用者のご負担となります。また、所定の利用以外の使用や利用者の故意又は過失に起因する破損につきましては、修理費又は交換費用の実費を請求させていただきます。

8. 合鍵を預かる場合の対応

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供に当たり、利用者の居宅等の出入りについては利用者による開閉とし、原則鍵の預かりは行いません。サービスの提供上、やむを得ず居宅等の合鍵を預かる場合には、利用者又は家族等と管理方法並びに紛失した場合の対応について、相互の同意による文章を作成するものと致します。

9. お支払い方法

毎月15日までに、前月1月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払をお願いします。お支払いいただきますと事業所より領収証を発行いたします。

お支払方法

- ① 現金による窓口での支払い。
- ② 指定口座への銀行振り込み。(お振込手数料は、ご利用者様の負担となります。)

銀行名 大分銀行／佐伯支店

口座番号 普通預金 7692774

名 義 社会医療法人小寺会 佐伯の太陽 理事長 小寺 隆三

10. サービス利用の中止

- ① ご利用者様がサービスの利用を中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
- ② 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）
 - ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合、あるいは病院に入院した場合。
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）もしくは、要支援と認定された場合。
 - ・ご利用者様が亡くなられた場合。

11. 事故発生・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故や緊急事態が発生した場合は、事前に届け出いただいた緊急連絡先に連絡します。また、緊急時に連絡が取れない場合等は状況に応じて救急搬送や協力医療機関等に連絡をして対応します。

12. 利用者の尊厳及び守秘義務

利用者の人権及びプライバシーの保護に努めます。また、事業所はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者へ洩らしません。この守秘義務は、本契約の終了後も継続すると共に、事業所の従業者及び従業者であった者も保持します。ただし、居宅支援事業者や関係機関等から情報の提供を求められた場合には、事前に同意を得て提供を行うものとします。また、別紙「同意書」により事前承諾を得た事項については、必要に応じ提供を行えるものとします。

13. 身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限する身体拘束は行いません。ただし、やむを得ない理由により拘束をせざる得ない場合には、利用者及びその家族へ十分な説明をして同意を得ると共に、その内容及び期間等についても説明を行います。

1 4. 人権擁護・虐待防止等に関する事項

(1) 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための研修の実施
- ② 人権擁護に関する研修の実施
- ③ 身体拘束排除に関する研修の実施及び家族等からの相談受付
- ④ その他、人権擁護・虐待防止等のために必要な措置

(2) 事業所はサービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに佐伯市に連絡するものとします。

1 5. 損害賠償

当事業所において事業者の責により利用者に生じた損害については、その損害を賠償します。ただし、損害の発生について利用者の故意又は過失が認められた場合には、事業者の損害賠償責任を免ずるものとします。

1 6. 当事業所協力医療機関

協力医療機関

- ・名 称 クリニック佐伯の太陽／地域包括ケアセンター佐伯の太陽内
- 住 所 大分県佐伯市駅前1丁目1番11号
- 電 話 代表 0972-20-3988 FAX 0972-22-7488
- ・名 称 佐伯中央病院
- 住 所 大分県佐伯市常盤東町6番30号
- 電 話 0972-22-8846 FAX 0972-22-8844

1 7. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

【施設内苦情相談窓口】

地域包括ケアセンター佐伯の太陽

電話：(0972) 20-3988 FAX：(0972) 22-7488

担当責任者：相談員

【関係機関の苦情相談窓口】

佐伯市役所 介護保険係

電話：(0972) 22-3117 FAX：(0972) 22-3124

大分県国民健康保険団体連合会

電話：(097) 534-8475 FAX：(097) 535-7031

【その他の苦情受付】

苦情等の受付として、事業所内に意見箱を設置します。

事業所名：24時間ケアサポート佐伯の太陽（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

当事業所は、本事業のサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者： _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、24時間ケアサポート佐伯の太陽のサービス提供開始に同意し、本説明書を受理しました。

令和 年 月 日

【利用者】 住 所： _____

氏 名： _____ 印

【代筆人】 住 所： _____

氏 名： _____

続 柄： _____